

## 米国の新リタイアメントプラン myRA の導入

星 隆祐

### ■ 要 約 ■

1. オバマ大統領は、2014年1月28日に開催された一般教書演説において、新リタイアメントプラン制度「myRA (my Retirement Account)」の導入を公表した。
2. myRA は、年収 129,000 ドル以下の個人、若しくは、パートナーと合算した年収が 191,000 ドル以下であれば加入でき、拠出限度額は、年間で最大 5,500 ドル、50 歳以上であれば 6,500 ドルとなっている。運用は、政府によって利払いや元本が保証される米国債を通じて行われ、受け取る金利については、Roth IRA と同様に非課税となる。また、資産残高が 15,000 ドルに達する、或いは、加入から 30 年を経過すると、Roth IRA に強制的に移行される。
3. 米国では、税控除資産の 3 分の 2 が高額所得者上位 20% で占められている等、資産を必要とする低・中間所得者層の従業員の退職資産形成が効率良く進んでいない。myRA の導入は、こうした低・中間所得者層の従業員が、税優遇口座を活用し、気軽に退職資産形成を始めることができる制度になると考えられる。
4. myRA には、一部では否定的な意見もあるが、非課税、且つ、政府保証付きの債券で運用できる制度は、現在、退職資金口座を持っていない低・中間所得層が、長期投資の効果を享受しながら退職に備える第一歩となるであろう。

### I はじめに

オバマ大統領は、2014年1月28日に開催された一般教書演説において、新リタイアメントプラン制度「myRA (my Retirement Account)」の導入を公表した。myRA は、米国の低・中間所得者層の従業員が、退職後の資産形成を、手軽に、安心して始めることができる制度となっている。

myRA は、オバマ大統領の指示によって財務省が導入を行う。オバマ大統領は、2009年に大統領に就任した当初から、予算教書において低・中間所得者層の退職資産形成について、全ての従業員が自動的に私的年金に加入することができる「従業員の IRA 自動加

入制度の導入」を提案していた<sup>1</sup>。myRA は、この「従業員の IRA 自動加入制度の導入」に向けた一歩と捉えることができる。

## II myRA の制度概要について

myRA は、年収 129,000 ドル以下の個人、若しくは、パートナー<sup>2</sup>と合算した年収が 191,000 ドル以下であれば加入できる（図表 1）。25 ドル以上で口座開設することができ、加入者は毎月の給与から最低 5 ドル以上<sup>3</sup>の拠出を行う。このように、myRA は少額から加入できる条件になっており、低・中間所得者層の従業員にとって日常生活の大きな負担になることなく、手軽に加入できる制度になっている。

加入者は税引き後の資金を毎月拠出し、米国債（財務省証券）を通じて運用を行う。また、加入者の資金や金利の支払いは政府によって保証される<sup>4</sup>。債券を通じて受け取る金

図表 1 myRA、Roth IRA、伝統的 IRA の制度比較

	myRA	Roth IRA	伝統的 IRA
加入資格（年齢）	年齢制限なし、勤労所得有り		70.5歳以下で勤労所得有り
加入資格（年収）	単独申告の場合は129,000ドル以下、パートナー（夫婦等）と合同申告の場合は191,000ドル以下	(2014年時点) 単独申告を行う場合は、収入が114,000ドル以下であれば上限まで拠出可能。収入が114,001-129,000ドルの場合は、一部拠出可能。合同申告を行う場合は、収入が181,000ドル以下であれば上限まで拠出可能。収入が181,001-191,000ドルであれば一部拠出可能	夫婦のどちらかに勤労所得があれば加入できる
運用商品	米国債	一般的な金融商品（預金、株式、投資信託、保険等）	
最低拠出金額	毎月最低5ドル	年間拠出限度額を超えない範囲で、常時拠出することが可能	
年間拠出限度額	5,500ドル (50歳以上は6,500ドル)		
拠出時の課税	税引後所得から拠出		所得控除可
引出時の所得税	59.5歳以降の引出は非課税	元本は非課税。運用益に対しては、拠出開始から5年以上が経過、且つ、①59.5歳以上、②初めての自宅の購入、③障害者に該当、④死亡、のいずれかに該当すれば非課税	引出は原則として59.5歳以降で、所得税が課される
早期引出時のペナルティ	59.5歳未満の引出は、元本非課税、利子に課税。利子に対して10%のペナルティが課される <sup>1</sup>	①59.5歳以上、②死亡、③障害者に該当、④初めての自宅の買付、⑤高額医療費、⑥高等教育資金、のいずれかに該当しない場合は、運用益に対して10%のペナルティが課される	①59.5歳以上、②死亡、③障害者に該当、④初めての自宅の買付、⑤高額医療費、⑥高等教育資金、のいずれかに該当しない場合は、引出資金に対して10%のペナルティが課される

(注) 1. 利子へのペナルティについては、報道ベース。

(出所) 各種資料より野村資本市場研究所作成

<sup>1</sup> 詳しくは、野村亜紀子「金融危機を経て確定拠出型年金拡充を目指す米国オバマ政権 —わが国でも急がれる私的年金拡充の議論—」『野村資本市場クォーターリー』2009年秋号を参照。

<sup>2</sup> 夫婦や、夫婦に準ずる関係の相手。

<sup>3</sup> 拠出額は 5 ドル以上であれば、加入者が自ら決めることができる。詳しくは、“Starter Savings Accounts: Obama’s ‘myRA’”, *The Washington Post*, Jan. 30, 2014 を参照。

<sup>4</sup> Thrift Savings Plan (TSP) の投資選択肢にある G ファンドをモデルにしている。G ファンドでは、残存期間 4 年以上の米国債の市場平均利回りが金利として支払われる。2012 年の運用利回りは 1.47% であり、2003 年から 2012 年までの平均利回りは 3.61% となっている。

利については、Roth IRA と同様に非課税の扱いとなるほか<sup>5</sup>、加入者に手数料が課されることはない。

拠出限度額は、年間で最大 5,500 ドル、50 歳以上であれば 6,500 ドルであり、拠出資金は Roth IRA や IRA (Individual Retirement Account、個人退職勘定) と合算して計算される<sup>6</sup>。しかし、加入を続けるなかで、myRA の資産残高が 15,000 ドルに達する、若しくは、加入から 30 年を経過すると、Roth IRA に強制的に移行される。早期引出しは常時可能となっているが、加入者が 59.5 歳に到達するまでに引出しを行うと、利益部分に課税されることに加え、引出し資金に対しては早期引出しペナルティの 10% が課される。

同制度は、まず、2014 年末までに加入することを表明した大企業や中小企業等の様々な企業の間で試験的に導入される予定にある<sup>7</sup>。また、現時点では、同制度を活用する企業にコストが発生するかは、明らかにされていない。

### III myRA 導入の狙い

今般の myRA 導入の狙いは、企業年金のない従業員も含め、多くの国民の間で税制優遇を活用した退職資産形成が行われることである。

現在、米国のリタイアメントプラン内の税控除資産総額をみると、3 分の 2 は所得上位 20% の従業員、さらには、税控除資産総額の 3 分の 1 は所得上位 5% の従業員の資産となっており、大部分が高額所得者層の資産となっている<sup>8</sup>。即ち、現在のリタイアメントプランの税控除は、高額所得者層の資産形成としては効果を発揮しているが、本来税控除を必要としている低・中間所得者層の従業員の支えにはあまり効果をなしていない。

従業員の退職資産形成の手法に関しては、企業年金を導入している企業に勤める従業員は、確定拠出型企業年金 (401(k)プラン) 等で行う一方、企業年金を導入していない企業に勤める従業員は、個人的に IRA 等の私的年金に加入する等、自ら退職資産形成を行う必要がある。また、企業年金を導入している企業では、「利用可能な人に利用してもらう」方策として 401(k) プランの自動加入が有効性を発揮しているものの、実際に企業年金に加入できているのは、全従業員の約 50%、パートタイム従業員においては約 25% であり<sup>9</sup>、約 7,800 万人の従業員<sup>10</sup>が企業年金に加入できない状況にある。こうした背景を踏まえ、myRA は、多くの国民が税制優遇を活用し、退職資産形成を行える制度を目指している。

このほか、myRA の導入には、オバマ大統領が従来から提案している「従業員の IRA

<sup>5</sup> IRA について、詳しくは、野村亜紀子「個人型確定拠出年金の課題 —米国 IRA の発展からの示唆」『資本市場クォーターリー』2006 年冬号を参照。

<sup>6</sup> myRA の拠出金額は IRA 等と合算して計算されるため、両制度への拠出が 5,500 ドル (50 歳以上は 6,500 ドル) を超えることはできない。即ち、例えば IRA に 3,000 ドルを拠出する労働者は、myRA への拠出は残りの 2,500 ドルが限度となる。

<sup>7</sup> “12 Things you should know about the myRA”, *Market Watch*, Feb. 4, 2014 を参照。

<sup>8</sup> “Fact Sheet: opportunity for All: Securing a Dignified Retirement for All Americans”, *The White House*, Jan.29, 2014 を参照。

<sup>9</sup> 脚注 7 を参照。

<sup>10</sup> 詳しくは、“The President’s 2013 Budget Would Enable Almost All Americans to Save for Retirement”, *Brookings*, Feb.15, 2013 を参照。

自動加入制度の導入」に繋げる狙いもある。オバマ大統領は、今般の myRA 導入に合わせ、改めて議会に「従業員の IRA 自動加入制度の導入」について議論を進めていこうと呼びかけている。また、導入される myRA 自体も、資産残高が 15,000 ドル、或いは加入から 30 年を経過した時点で Roth IRA へ移管されるほか、年間拠出限度額を Roth IRA と分け合う制度となっている。つまり、オバマ大統領は、Roth IRA に類似した myRA を自らの指示で財務省に導入させ、議会でなかなか進展しない「従業員の IRA 自動加入制度の導入」に向けて議論が進展することを狙っている。

## IV おわりに

米国では、IRA や確定拠出型企業年金（401(k)プラン）等の拡大によって、リタイアメントプランの加入者や資産残高は増加している。しかし、税控除資産の 3分の2が高額所得者上位 20%で占められている等、本来資産を必要とする低・中間所得者層の従業員の退職資産形成が効率良く進んでいない。今般の myRA は、加入条件が低い水準で設定されていることから、低・中間所得者層の従業員が日常生活に負担をかけることなく、安心して、気軽に始めることができる制度になると考えられる。

myRA に関しては、一部では、①拠出額が少なくても加入することができるため、加入者が加入したことに満足してしまい、本来退職後に必要とする資産に到達しない恐れがある<sup>11</sup>、②加入者の投資可能先が米国債に限定されるため、高いリターンを追求できる資産に対する機会損失に繋がる<sup>12</sup>、などの批判的な意見もある。また、myRA を導入するには、運営管理を行うレコードキーピング会社も必要となる。米国確定拠出型企業年金（401(k)）の運営管理サービス業者の最大手であるフィデリティや JP モルガンチェースなどは、「現状ではコメントを出せない」としており、myRA への参入については様子見の姿勢を取っている。一方、バンガードは、「同制度の詳細情報を入手しているわけではないが、米国民の退職資産形成を支援することに前向きである」と述べ、前向きにコメントしている。しかし、myRA は少額から加入できる制度であるため、金融機関にとっては、預かり資産残高が少ない顧客を抱えることに加え、15,000 ドルまで到達した顧客には資産を移管されてしまう可能性があり、コスト負担が大きくなる一方で利益を上げにくい制度であると考えられる。こうした状況を踏まえると、myRA を積極的に手掛けるレコードキーピング会社が現れるのが課題となる可能性もある。

myRA の導入には、肯定的な意見もある一方で否定的な意見もあるが、金融危機以降に低金利政策が継続するなか、非課税、且つ、政府保証付きの債券で運用できる制度は、長期投資の効果を享受しながら退職に備える第一歩という意義も見いだせよう。myRA は、2014 年 3 月 4 日公表の 2015 年度連邦政府予算案にも盛り込まれている。引き続き、myRA を始めとする米国リタイアメント業界には注目したい。

<sup>11</sup> Nancy Anderson “The Dangers Of The New MyRA Retirement Accounts”, *Forbes*, Jan. 30, 2014 を参照。

<sup>12</sup> 脚注 4 を参照。